

【令和4年度】既存住宅における省エネ改修促進事業

助成金申請の手引

(窓既設・太陽光のみ申請)

Ver.1.2

※交付申請の受付は終了しました。

(交付申請受付期間 : 令和4年9月8日から令和5年3月31日まで)

※新規に高断熱窓・ドア・断熱材を設置・申請される方は、令和5年度の事業ホームページをご確認ください。

※新規に太陽光発電システムに係る申請については、令和5年度家庭における太陽光発電導入促進事業ホームページをご確認ください。

＜お問い合わせ先・申請書類の提出先＞

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

既存住宅における省エネ改修促進事業担当

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

HP:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform

TEL:03-5990-5066

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)9時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

更新履歴

バージョン	更新日	更新内容
1.0	令和4年9月8日	初版公開
1.1	令和5年3月16日	交付申請の一時受付停止に伴う修正・追加
1.2	令和5年5月29日	交付申請の受付終了に伴う修正・追加

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については「【令和4年度】既存住宅における省エネ改修促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

1. 概要	4
1.1 本手引きの目的・内容	4
1.2 本事業における太陽光発電システムの申請方法	4
1.3 申請手続きの流れ	5
2. 助成内容	7
2.1 助成対象設備（実施要綱第3、第4参照）	7
2.2 助成対象経費（実施要綱第4、交付要綱第5条参照）	7
3. 申請の方法	8
3.1 申請の受付（交付要綱第8条参照）	8
3.2 実績の報告（交付要綱第20条参照）	8
4. 提出書類	9
4.1 交付申請に必要な提出書類	9
4.2 実績報告に必要な提出書類	10
4.3 窓撮影時の注意事項	11
5. 様式の記入例	12
5.1 設置要件概要書	12
5.2 設置されている窓の写真	13
5.3 その他の申請様式	16

1. 概要

1.1 本手引きの目的・内容

【令和4年度】既存住宅における省エネ改修促進事業には3つの手引きがあります。

- ① 「助成金申請の手引き(高断熱窓・ドア)」
- ② 「太陽光発電システム 助成金申請の手引き」
- ③ 「助成金申請の手引き(窓既設・太陽光のみ申請)」 ※本手引き

本手引きは、①・②をお読みになった上で、既に断熱窓が設置されている住宅に、太陽光発電システムを設置し、太陽光発電システムのみに対して助成金申請を行う方へ説明するものです。

1.2 本事業における太陽光発電システムの申請方法

本事業では以下の2つの申請パターンがあります。

A: 断熱改修(窓・ドア)に併せて太陽光発電システムを設置する

➡断熱改修に対しても、太陽光発電システムに対しても助成金を申請する

B: 既に最低一つの居室において窓を全て複層ガラスや二重窓にしている既存住宅に対して、太陽光発電システムを設置する

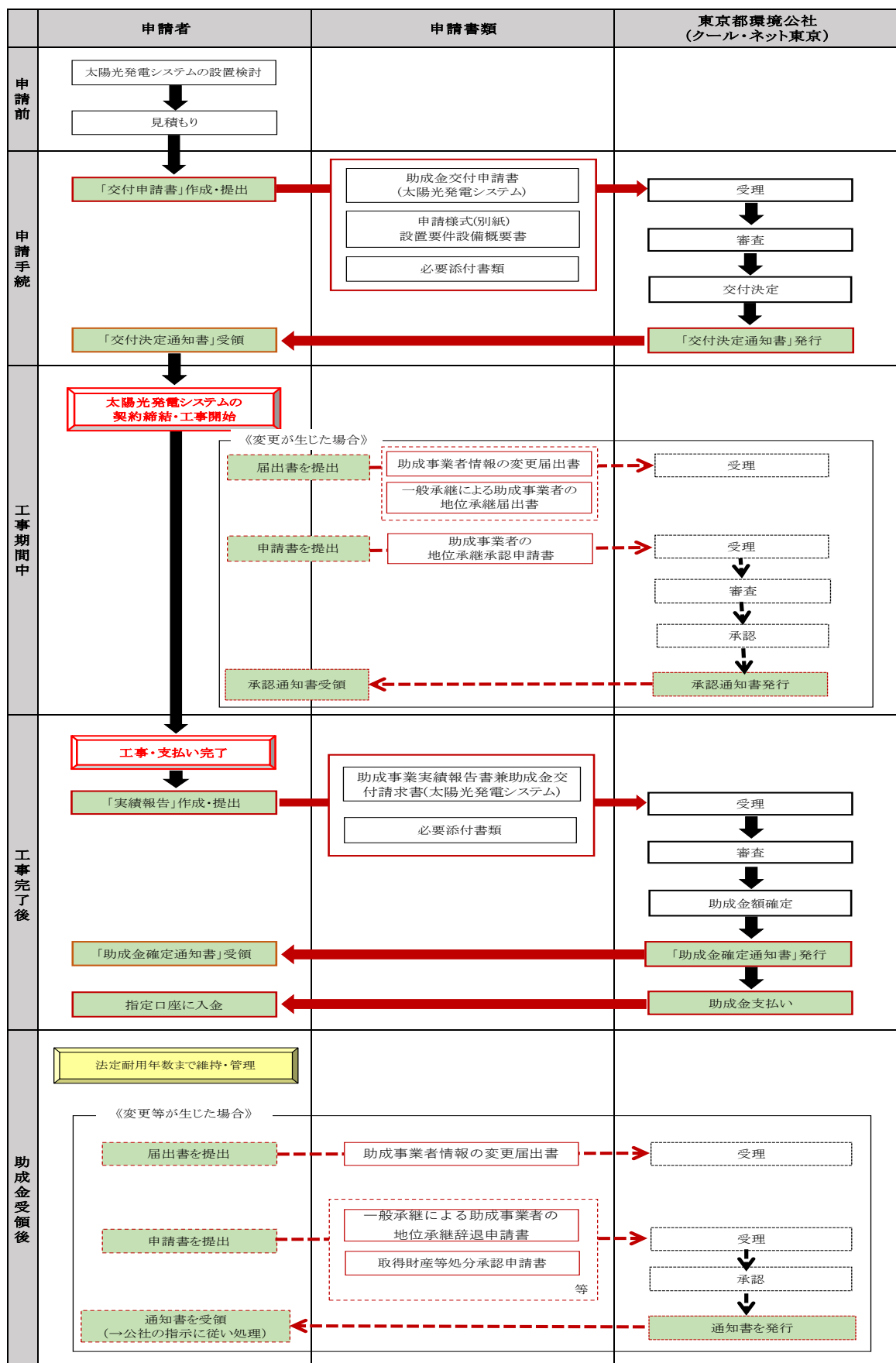
➡太陽光発電システムのみに対して助成金を申請する

A については、「助成金の手引(高断熱窓・ドア)」及び「太陽光発電システム助成金申請の手引き」をご確認ください。

本手引きでは B の申請パターンについて補足します。

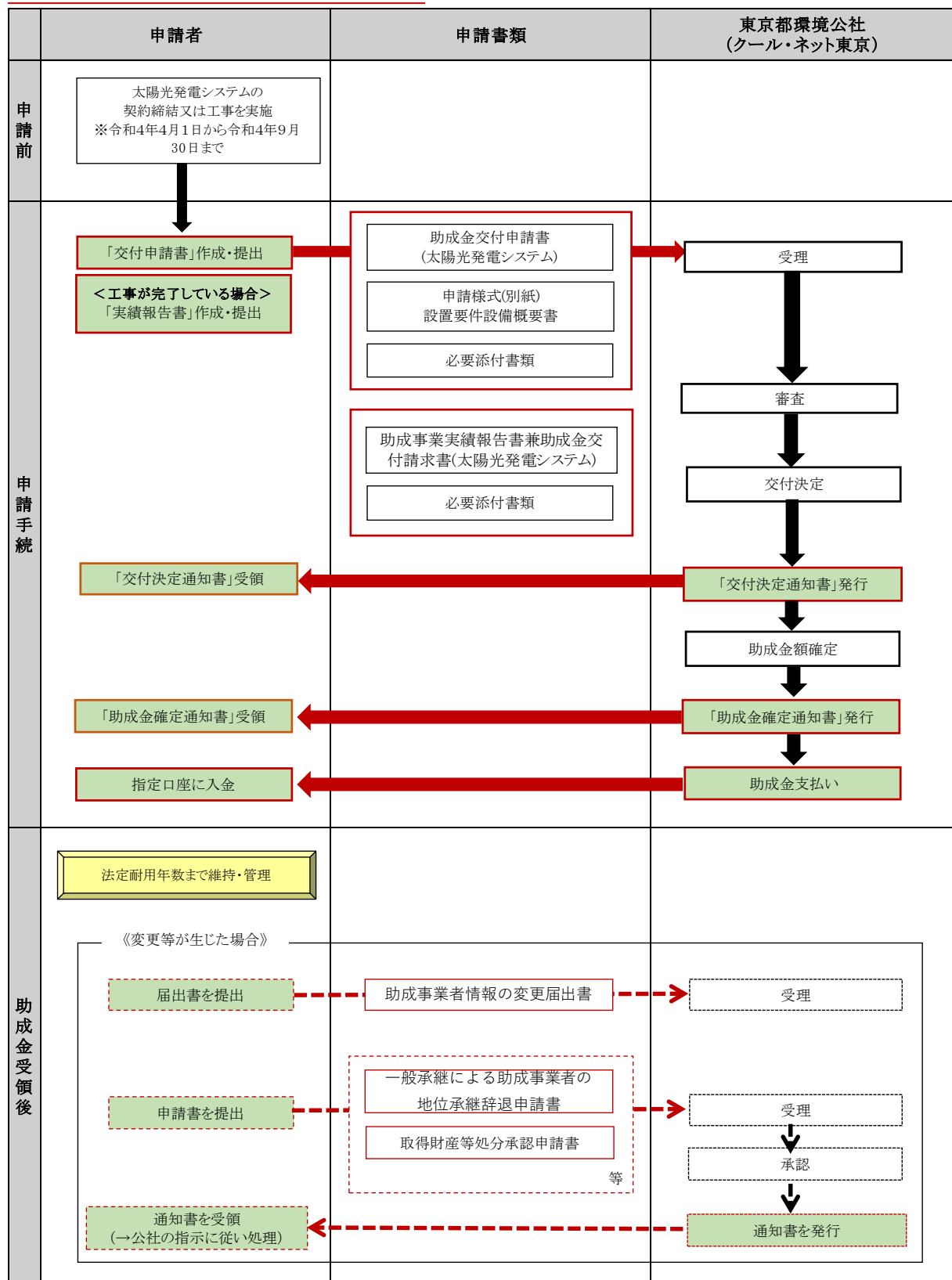
1.3 申請手続きの流れ

①事前申請（交付要綱第7条）の場合



②申請前に太陽光発電システムの契約締結又は工事を実施（交付要綱第5条）の場合

※一つの居室において窓が全て複層ガラス又は二重窓である既存住宅に対して、令和4年4月1日から同年9月30日までに太陽光発電システムを工事、又は契約締結し、同年10月31日までに交付申請書を送付した方のみ該当します



2. 助成内容

2.1 助成対象設備（実施要綱第3、第4参照）

太陽光発電システムを設置する場合は、以下の要件に適合するものとします。

●設置する既存住宅について

令和5年3月31日までに最低一つの居室において窓を全て複層ガラス又は二重窓にしていること。

※交付申請時に既に上記の要件を満たしていることが必須条件となります。

※上記の要件を満たした既存住宅に太陽光発電システムを設置する必要があります。

※「一つの居室」の要件については、「助成金申請の手引き（高断熱窓・ドア）」をご確認ください。

●太陽光発電システム

ア 太陽光発電システムは、太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1:2016 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

ウ 太陽光発電システムの発電出力(kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議(IEC)の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。)が50kW未満であること。

エ 太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

※詳細は「太陽光発電システム 助成金の手引き」をご確認ください。

2.2 助成対象経費（実施要綱第4、交付要綱第5条参照）

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

●太陽光発電システム

機器費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く。)

※詳細は「太陽光発電システム 助成金の手引き」をご確認ください。



公社が交付決定をした日より前に契約締結したものに係る経費は、助成対象となりません。

※交付決定前に支払いした場合も、助成対象となりません。

※ただし特例期間として、令和4年4月1日から令和4年9月 30 日までに契約締結、又は工事をし令和4年 10 月 31 日までに交付申請を行ったものに限り、契約後又は設置後の申請であっても助成対象経費となります。

3. 申請の方法

3.1 申請の受付（交付要綱第8条参照）

申請受付期間：令和4年9月8日(木)から令和5年3月 31 日(月)まで ※17 時公社必着

※交付申請の受付は終了しました。

※令和4年4月1日から令和4年9月 30 日までに太陽光発電システムの工事又は契約締結を行った場合は令和4年 10 月 31 日(月)まで

3.2 実績の報告（交付要綱第 20 条参照）

実績報告は、対象機器（太陽光発電システム）を設置後、以下の日までに提出してください。

①公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の契約を締結するもの

・太陽光発電システムの設置及び当該設置に係る支払が完了した日から令和7年9月 30 日まで

※17 時公社必着

②令和4年4月1日から9月 30 日までに売買契約又は工事をしているもの

・令和4年 10 月 31 日までの交付申請時に太陽光発電システムが設置済の場合、交付申請を行う日と同じ日 ※17 時公社必着

・交付申請時に対象機器が未設置の場合、令和7年9月 30 日 ※17 時公社必着

4. 提出書類

4.1 交付申請に必要な提出書類

○:提出必須 △:該当者のみ提出

No	様式	書類名	提出形態		注意事項
1	第1-1/2-1号様式	太陽光発電システム 助成金交付申請書	原本	○	・建物の登記事項証明書上の所有者を申請者としてください。所有者が複数いる場合は代表者1名を申請者とし、全ての所有者の承諾を得た上で申請してください。 ・確認事項及び誓約事項を理解の上、チェックを入れてください。 ※手続代行者が申請を行う場合は、必ず申請者・手続代行者共に確認してください。 ※詳細は「太陽光発電システム 助成金申請の手引」をご確認ください。
2	第1-1/2-1号様式 別紙	設置要件設備概要書	原本	○	・太陽光発電システム 助成金交付申請書と同一の申請者を記入してください。 ・確認事項を理解の上、チェックを入れてください。
窓確認書類①か②を提出してください。					
3	参考様式4	助成対象住宅の写真	原本/コピー	△	・以下のルールに沿って撮影してください。 【共通】 ・写真の縦横比は変更しないこと。 ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可。 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。 ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること。 ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や居住用の住宅かどうかと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 【戸建・集合住宅(全体)】 ・前面道路等から住宅の全景が確認できるように撮影してください。複数棟をまとめて申請する場合は棟ごとに撮影してください。 【集合住宅(個別)】 ・住宅の外側から「玄関ドア」、「部屋番号(表札があれば表札も含む。)」が確認できるように撮影してください。
4	自由	平面図(全フロア)	コピー	△	【戸建住宅、集合住宅(個別)の場合】 ・一つの居室において窓を全て複層ガラス又は二重窓にしている事が分かるよう設置済箇所に「窓番号」を明記してください。 【集合住宅(全体)の場合】 ・太陽光発電システムを共用部に設置し、発電電力を共用部で使用する場合は窓が設置済の一住戸分の平面図を提出してください。部屋番号を明記し、一つの居室において窓を全て複層ガラス又は二重窓にしている事が分かるよう設置済箇所に「窓番号」を明記してください。 ・太陽光発電システムの発電出力を各住戸が戸別の契約で受電する場合、受電する全ての住戸の平面図を提出してください。全てに部屋番号を明記し、一つの居室において窓を全て複層ガラス又は二重窓にしている事が分かるよう設置済箇所に「窓番号」を明記してください。
5	参考様式9	設置されている窓の写真	原本/コピー	△	・平面図に記載した「窓番号」と整合性がとれるように、全ての写真に「窓番号」を明記してください。 ・複層ガラス/真空ガラス/二重窓の該当するものにチェックを入れてください。 ・以下のルールに沿って撮影してください。 【共通】 ・各窓ごとに撮影すること。 ・窓枠を含めた窓の全景がわかること。 ・複層ガラス又は二重窓であることが判断できること。 ・写真の縦横比は変更しないこと。 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。 ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可。 ※詳細は「4.3窓撮影時の注意事項」をご確認ください。
6	-	窓確認書類② 都の高断熱窓に関する助成金証明書類	コピー	△	- 該当する書類は下記のみです。 ・「家庭における熱の有効利用促進事業」助成金確定通知書 ・「既存住宅における高断熱窓導入促進事業」助成金確定通知書 ・東京ゼロエミ住宅認証書又は助成金確定通知書 ※集合住宅(全体)の場合は、「窓確認書類①」のセットを提出してください。
7	自由	太陽光発電システムの申請に必要な添付書類	原本/コピー	○	・添付書類の詳細は「太陽光発電システム 助成金申請の手引」をご確認ください。
8	自由	その他公社が必要と認める書類	原本/コピー	△	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は、提出してください。

4.2 実績報告に必要な提出書類

○:提出必須 △:該当者のみ提出

No	様式	書類名	提出形態		注意事項
1	第3-1/4-1号 様式	太陽光発電システム 助成事業実績報告書兼助 成金交付申請書	原本	○	・変更がない場合は申請時と同じ申請者、手続代行者を記入してください。 ※詳細は「太陽光発電システム 助成金申請の手引」をご確認ください。
2	自由	太陽光発電システムの申 請に必要な添付書類	原本/コピー	○	・添付書類の詳細は「太陽光発電システム 助成金申請の手引」をご確認ください。
3	自由	その他公社が必要と認め る書類	原本/コピー	△	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は、提出してください。

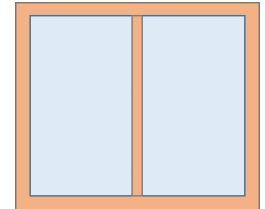
4.3 窓撮影時の注意事項

既に設置されている窓を撮影する場合、以下の点に注意して、窓の全体と詳細(複層ガラス又は二重窓であること)が分かるように撮影してください。

(1)窓の全景写真について

- ・窓枠を含めた全体を撮影すること。
- ・焦点が窓に合っていること。
- ・複数の窓を遠くからまとめて撮影せず、窓ごとに分かるよう撮影すること。
- ・カーテン、ブラインド、レースカーテン等が開いており、窓枠の確認が出来ること。
- ・棚や植物等で窓が隠れていないこと。

〈例:窓の全景〉



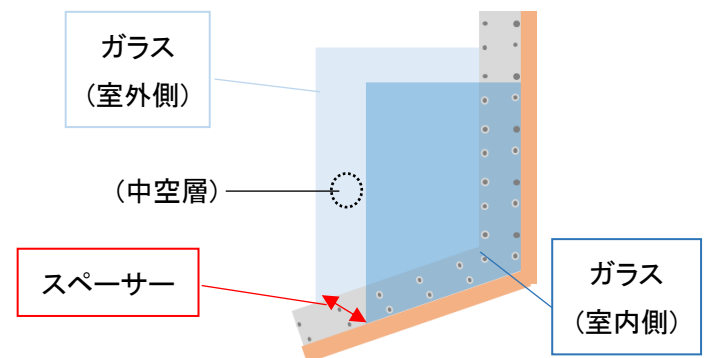
(2)窓の詳細写真について

① 複層ガラス又は真空ガラスの場合

●複層ガラス

室内側ガラスと室外側ガラスの間にある
スペーサー部分分かるように撮影すること。

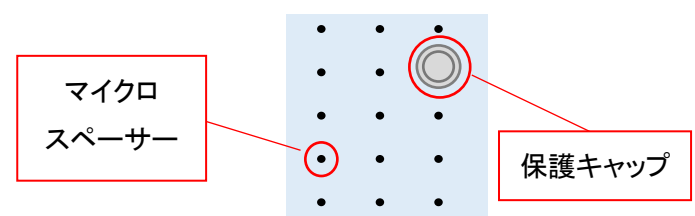
〈例:複層ガラス〉



●真空ガラス(中空層の薄い複層ガラス)

マイクロスペーサー又は保護キャップが
分かるように撮影すること。

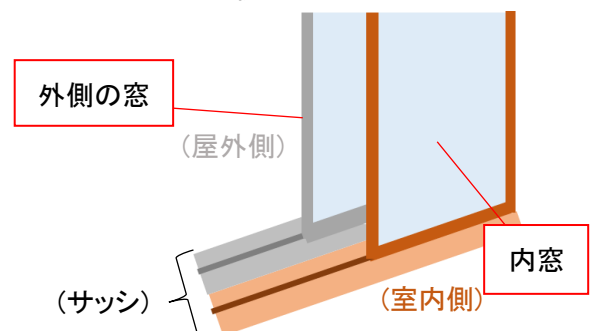
〈例:真空ガラス〉



② 二重窓の場合

二重窓であることが分かるように撮影すること。
(外側の窓と内窓が分かるよう断面部分を撮影する等)

〈例:二重窓〉



5. 様式の記入例

5.1 設置要件概要書

第1ー1号様式/第2ー1号様式 別紙

公社使用欄	管理番号
-------	------

既存住宅における省エネ改修促進事業 設置要件設備概要書

1 申請者

※申請者が個人の場合は、管理組合または法人名、代表者役職欄は記入不要

申請者	管理組合名 又は法人名*	海の森マンション管理組合		
	代表者 役職名*	理事長	氏名	地球 三郎

太陽光発電システムの交付申請書に記入した申請者名を記入してください。

2 助成対象住宅の情報

対象設備を 設置する住宅	住宅 種別	※該当するものにチェック(✓)を入れてください。		
		☐ 戸建住宅	☐ 集合住宅(個別)	☒ 集合住宅(全体)

申請する住宅の該当種別にチェックしてください。

4 窓要件確認のための提出物

(注) 下記以外に太陽光発電システム用の交付申請書と関係書類の提出が必要です。

チェック リスト	※①・②・③の全て もしくは ④のみ どちらかを提出して下さい。	
	☒	① 助成対象住宅の全景写真
	☒	② 一居室全ての設置されている窓の写真
	☒	③ 平面図(全フロア)
	☐	④ 他の助成金証明書類 ※

①～③ or ④を用意し、提出書類にチェックしてください。
集合住宅(全体)で申請される場合は、①～③を提出してください。

※④他の助成金証明書類を提出できる場合、①・②・③の提出は不要です。

5 確認事項

確認 事項	全ての項目を確認しチェックして下さい。	
	☒	助成対象となるのは、太陽光発電システムに係る経費のみであることを理解している。
	☒	申請する太陽光発電システムは、新築時に同時設置したものではない。
	☒	最低一つの居室において窓が全て複層ガラス又は二重窓である既存住宅に対して、太陽光発電システムを設置するものでなければ助成対象にならないことを理解している。

内容を確認し、チェックしてください。

5.2 設置されている窓の写真

■複層ガラスの場合

参考様式9(設置されている窓の写真)

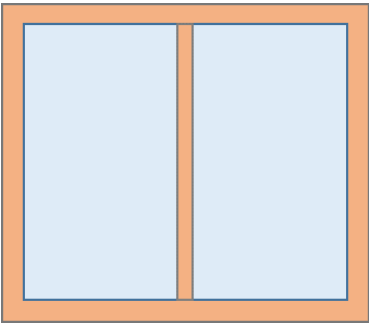
既存住宅における省エネ改修促進事業

設置されている窓の写真

窓番号	W1					平面図に記載した窓番号を記載してください。
種類	※該当するもの一つにチェック(✓)を入れてください。					該当する窓の種類にチェックしてください。
	☒ 複層ガラス	☐ 真空ガラス	☐ 二重窓			

窓の**全景**写真

例

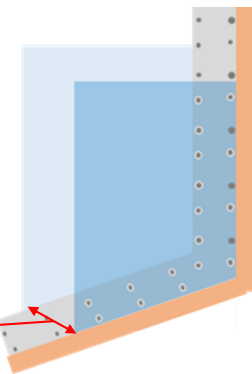


※窓の全体（窓枠を含め）がわかるように撮影して下さい



窓の**詳細**写真

例



【複層ガラスの場合】
 ※室内側ガラスと室外側ガラスの間にある
 スパースー部分が分かるように撮影すること。

スパースー

・以下のルールに沿って提出してください。

【共通】

- ・窓の全景がわかる写真と、その窓の詳細（複層ガラス又は二重窓であること）が分かる写真を提出すること。
- ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可。
- ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。

(日本産業規格A列4番)

■真空ガラスの場合

参考様式9(設置されている窓の写真)

既存住宅における省エネ改修促進事業

設置されている窓の写真

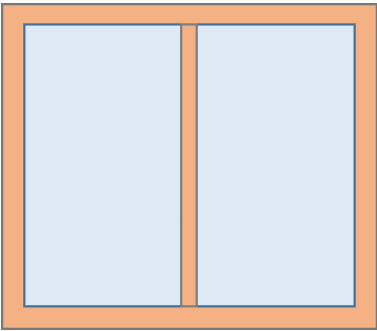
窓番号	W2			
種類	※該当するものにチェック(✓)を入れてください。			
	☐ 複層ガラス	☒ 真空ガラス	☐ 二重窓	

※ 一居室にある全ての窓の分、提出して下さい。

該当する窓の種類にチェックしてください。

窓の**全景**写真

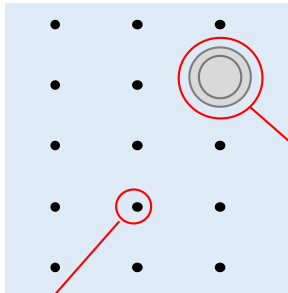
例



※窓の全体（窓枠を含め）がわかるように撮影して下さい

窓の**詳細**写真

例



【真空ガラスの場合】

※マイクロスペーサー又は保護キャップが分かるように撮影すること。

保護キャップ

マイクロスペーサー

・以下のルールに沿って提出してください。

【共通】

- ・窓の全景がわかる写真と、その窓の詳細(複層ガラス又は二重窓であること)が分かる写真を提出すること。
- ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可。
- ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。

(日本産業規格A列4番)

■二重窓の場合

参考様式9(設置されている窓の写真)

既存住宅における省エネ改修促進事業 設置されている窓の写真

窓番号	W3				
種類	※該当するものにチェック(✓)を入れてください。				
	☐ 複層ガラス	☐ 真空ガラス	☒ 二重窓		

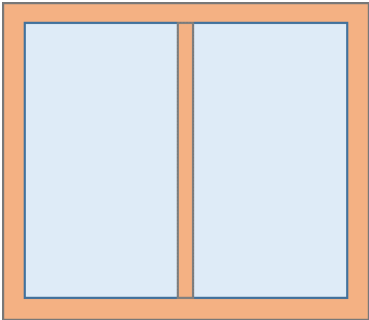
※一店室にある全ての窓の分、提出して下さい。

平面図に記載した窓番号を記載してください。

該当する窓の種類にチェックしてください。

窓の**全景**写真

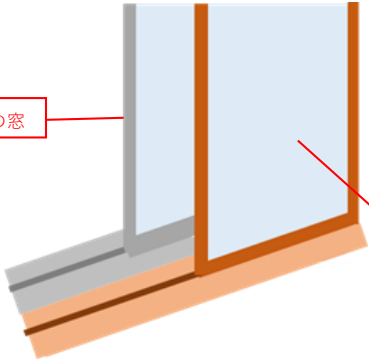
例



※窓の全体(窓枠を含め)がわかるように撮影して下さい

窓の**詳細**写真

例



外側の窓

内窓

【二重窓の場合】
※二重窓であることがわかるように撮影すること(外側の窓と内窓が分かるよう断面部分を撮影する等)

- ・以下のルールに沿って提出してください。
- 【共通】
- ・窓の全景がわかる写真と、その窓の詳細(複層ガラス又は二重窓であること)が分かる写真を提出すること。
- ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可。
- ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。

(日本産業規格A列4番)

5.3 その他の申請様式

その他の申請様式(太陽光発電システムの申請書、助成対象住宅の写真等)の記入例は、「太陽光発電システム 助成金申請の手引き」又は「助成金申請の手引き(高断熱窓・ドア)」をご確認ください。